

# 第 8 回 出雲地区合併協議会 会 議 録

未来と古代が響きあう  
日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成15年8月22日(金)15時00分  
場 所：出雲交流会館 2F 多目的室

## 1 会議の名称等

会議名	第8回出雲地区合併協議会					
開催日時	平成15年8月22日(金) 15時00分~18時15分					
開催場所	出雲交流会館 2F 多目的室					
出席状況	委員総数	41名	出席委員数	40名	会議の成否	成
会議録署名委員	寺田 昌弘委員(出雲市)			熊谷 美和子委員(平田市)		

## 2 会議の出席者

### (1) 役員・委員

役員	会長	副会長	副会長	学識経験者		
所属	市長・町長	議長	議員			
出雲市	西尾理弘	田中和彦	常松吉幸	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平田市		三上辰男	寺田昌弘	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐川町	長岡秀人	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐田町	本田恭一	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多伎町	荒木 孝	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖陵町	伊藤 裕	立花 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大社町	桑原壽之	佐藤 勝	濱崎 勇	木村楨江	岩石秀一	(欠席)
共通委員				吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ] 田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ]		

欠席：小川峰夫委員(大社町)

### (2) 幹事会

所属	助 役
出雲市	野津隼(幹事長)
平田市	加田幹男(副幹事長)
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志(副幹事長)

### (3) 各市町合併担当部長

所属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
"	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
"	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
"	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長

所 属	氏 名	職 名
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

#### (4) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班	班長	三浦俊明	庶務・広報、会議運営
	班員	長廻修一	
計画班	班長	建部敏紀	新市建設計画・財政計画関係
	班員	妹尾淳也	
	班員	松浦健一郎	
調整1班	班長	今岡範夫	総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭	
	班員	金築教治	
調整2班	班長	山本 積	住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正	
調整3班	班長	糸賀敬吉	産業、建設・上下水道関係
	班員	小村裕二	

#### (5) プロジェクト

所 属	氏 名	職 名
財政プロジェクト	伊藤 功	座長(出雲市財政課長)

### 3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 今後の協議スケジュールについて
- 5 財政見通しと住民負担について
- 6 議事

#### (1) 報告事項

- 報告第37号 第1小委員会報告について
- 報告第38号 第2小委員会報告について
- 報告第39号 第3小委員会報告について
- 報告第40号 新市議会制度検討小委員会報告について
- 報告第41号 電算システム選定委員会の選定結果報告について

#### (2) 議案事項

- 議案第32号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協議第8号)
- 議案第26号 地方税の取扱いについて【継続協議】(協議第17号)
- 議案第27号 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて【継続協議】(協議第19号)

- 議案第 3 3 号 慣行の取扱いについて ( 協議第 2 6 号 )
- 議案第 3 4 号 各種事務事業 ( 国内・国際交流関係 ) の取扱いについて ( 協議第 2 7 号 )
- 議案第 3 5 号 各種事務事業 ( 金融機関等の指定 ) の取扱いについて ( 協議第 2 8 号 )
- 議案第 3 6 号 介護保険事業の取扱いについて ( 協議第 2 9 号 )
- 議案第 3 7 号 各種事務事業 ( 病院、診療所関係 ) の取扱いについて ( 協議第 3 0 号 )
- 議案第 3 8 号 各種事務事業 ( 環境関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 3 1 号 )
- 議案第 3 9 号 各種事務事業 ( 人権・同和関係 ) の取扱いについて ( 協議第 3 2 号 )
- 議案第 4 0 号 各種事務事業 ( 文化・スポーツ関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 3 3 号 )
- 議案第 4 1 号 各種事務事業 ( 学校教育関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 3 4 号 )
- 議案第 4 2 号 各種事務事業 ( 農林関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 2 2 号 )
- 議案第 4 3 号 各種事務事業 ( 農林関係その 2 ) の取扱いについて ( 協議第 3 5 号 )
- 議案第 4 4 号 各種事務事業 ( 観光商工関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 3 6 号 )
- 議案第 4 5 号 各種事務事業 ( 建設関係その 1 ) の取扱いについて ( 協議第 3 7 号 )
- 議案第 4 6 号 新市の名称について ( 協議第 2 5 号 )

### ( 3 ) 協議事項

- 協議第 3 8 号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 3 9 号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 4 0 号 各種事務事業 ( 儀式・表彰関係 ) の取扱いについて ( 第 1 小委員会付託 )
- 協議第 4 1 号 各種事務事業 ( 防災関係 ) の取扱いについて ( 第 1 小委員会付託 )
- 協議第 4 2 号 国民健康保険事業の取扱い ( その 1 ) について ( 第 2 小委員会付託 )
- 協議第 4 3 号 各種事務事業 ( 保育関係 ) の取扱いについて ( 第 2 小委員会付託 )
- 協議第 4 4 号 各種事務事業 ( 学校教育関係その 2 ) の取扱いについて ( 第 2 小委員会付託 )
- 協議第 4 5 号 各種事務事業 ( 学校教育関係その 3 ) の取扱いについて ( 第 2 小委員会付託 )
- 協議第 4 6 号 各種事務事業 ( 観光商工関係その 2 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )
- 協議第 4 7 号 各種事務事業 ( 公営住宅関係 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )
- 協議第 4 8 号 各種事務事業 ( 上下水道関係その 1 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )
- 協議第 4 9 号 各種事務事業 ( 上下水道関係その 2 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )
- 協議第 5 0 号 各種事務事業 ( 上下水道関係その 3 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )
- 協議第 5 1 号 各種事務事業 ( 上下水道関係その 4 ) の取扱いについて ( 第 3 小委員会付託 )

## 6 閉 会

## 4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

### 1 開会

[ 柴田参与 ] ( 司会・進行 )

ご案内の時間がまいりました。ただいまから第 8 回出雲地区合併協議会を開会いたします。  
はじめに会長からご挨拶申し上げます。

### 2 会長あいさつ

[ 西尾会長 ]

暑い中ではございますが、この合併協議会もいよいよ重要な局面に差し掛かっております。実質的に大分論議してきたところでございますが、本日以降においても更に、法定協議会の場で実質的に重要な項目について、ご審議、ご決定を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

[ 柴田参与 ]

ありがとうございました。

この度、出雲市の人事異動に伴いまして、合併協議会の事務局長が交替いたしました。ご紹介させていただきます。妹尾事務局長です。

[ 妹尾局長 ]

～あいさつ～

[ 柴田参与 ]

それでは、ここからの会議の進行は、西尾会長の方でお願いいたします。

### 3 会議録署名委員の指名について

[ 西尾議長 ]

会議録署名委員は、指名の取り決めによりまして、本日は、出雲市議会選出の寺田昌弘委員と平田市の学識経験委員の熊谷美和子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、今後の合併協議会のスケジュールについて、事務局から説明願います。

### 4 今後の協議スケジュールについて

[ 妹尾局長 ]

～「今後の協定項目等の協議スケジュール(案)」「主要な合併協定項目の協議スケジュール」(資料2)について説明～

[ 西尾議長 ]

ただいま事務局から説明、提案があったわけですが、これからの協議項目数からみて、9月、10月については、全体の協議会を2回開かせていただきたいということで、9月13日と10月15日を臨時に協議会のスケジュールに組み入れるということでご了解いただきたいということです。いずれも午後2時からとさせていただきます。

従いまして、議案上程時期について、11月に「特別職の身分の取扱い」等が上程予定になっておりますが、10月末を目途に大枠のところは固めていくということです。できれば9月、10月に協議会を2回開きながら、11月とはなっていますが、10月中にまとまればと思っております。この辺は、これからの審議の流れによって決まってくると思いますので、ご了解いただきたいと思っております。

～了承～

### 5 財政見通しと住民負担について

[ 西尾議長 ]

それでは、今日は、この前の協議会でのお約束で、これから色々な料金水準の問題の議論がありますので、冒頭で財政の見通しと住民負担についての資料を事務局の方から説明いただいて、それから議案等に入りたいと思います。

[ 伊藤財政プロジェクト座長 ]

～「財政計画資料」(資料3-1)、「財政計画」(資料3-2)について説明～

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

できるだけコンパクトにまとめたということと、三位一体の財政改革といった国全体の動きが不透明なところもございますが、現段階で推測する形で、歳入は厳しく、歳出も抑える形でということでございます。経済発展、景気の動向等色々な要件がございます。以後の審議においても、特に負担水準の問題で影響も出てきておりますが、現段階で可能なものは財政推計のデータに織り込んだということでございます。

この資料、説明内容についてご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。

～意見なし～

それでは、一応承ったということにしておいて、次に、住民負担について説明してください。

[ 妹尾局長 ]

～「各種住民負担」(資料3-3)について説明～

[ 西尾議長 ]

この住民負担と財政シミュレーションの資料は関連がありますので、総括してご質問等いただければと思います。

資料3-3に\*1、\*2、\*3とありますが、\*1に関連しまして、市町民税法人均等割でございますが、総体で6,830万円の減収となっております。これの意味するところは、お店が2市5町の中に3箇所あるという場合は、今までは各市町にある店が課税対象になっていても、1つの行政区域になればそれらを1つの課税対象にするということで、法人税の減が出てくるということでございます。

それと、保育料が1億4,700万円の減収となっております。現在保育料の水準が一番低いのは斐川町ですが、例えば、所得税が10万円のランクの方は、2歳児の場合、斐川町では25,200円ですが、統一後は31,000円ということで、約6,000円アップとなります。同じく所得税15万円のランクでは、斐川町では25,200円ですが、統一後は34,000円となっております。いずれにしても、負担が増加する場合でも、増加額は1万円以内に収めたということで、ぎりぎりのところで調整したということでございます。今後に向かっての料金体系としては、この辺でのアップがぎりぎりではないかということで、調整させていただいた案でございます。保育料については、島根県が、第3子目から3歳児以下の場合は減額、という助成強化をするということもございます。各市町でもそういう動きを睨んで、少子化対策の重要な項目として、1億4,700万円の財政影響を受けながらも、保育料は適切な水準でやっていくという思いでこういう案を提案させていただいているわけでございます。

いずれにいたしましても、この問題を含めて小委員会でもよく論議していただくということになるわけでございます。

何かございますでしょうか。

～意見なし～

後ほど、各議案、協議項目の中で論議いただく機会もございますので、こういうことで進めさせていただきたいと思っております。

[ 田中副会長 ]

確認をさせていただきます。

前回の協議会の場で、住民負担に関わる項目については、たまたま手数料の200円、300円ということが中心議題になりましたが、今後国保料なども逐次議案として出して決めていきます。前回、委員の中から、これらの住民負担に関してどういうものがあるのかという全体像を示して欲しい、という意見がありました。できることならこうした問題は、一括並べて決めた方がいいのではないか、という意見もありました。それについては、首長会等でも検討するという話をしていましたので、今回こうして改めて資料を出させていただきました。すなわち、単に住民負担だけの問題ではなく、財政見直しも含めて委員の皆さまにご認識いただきました。

いということと、また、住民負担についても、果たしてどれだけの事柄があるのかという、現在の様々な状況についても一覧表にまとめたところです。

このうへは、果たして同じ場で一括審議ということが可能かどうかということになりますと、それぞれの項目について、特別会計があったり、それぞれの事情によって決まっていく話です。また、それぞれの小委員会に付託して、順次議論を進めているわけでございます。仮に一括審議ということになると、合同小委員会でも開きましようか、という話になったりもします。本日お示ししている協議スケジュールを見ましても、逐次協議事項や議案事項として出てくることになっており、本日お示した財政推計と住民負担の全容と、以前確認されている住民負担の調整方針、これらを勘案して、これから小委員会で協議する項目については、そういうことを念頭においてそれぞれの小委員会で議論していただき、協議会の場へ出してもらって決定していくということで、今後の議論の進め方を確認していただきたいと思ひます。そのうへで議案審議に入っていただきたいと思ひます。

[ 西尾議長 ]

我々もそういう理解ですので、よろしくお願ひいたします。  
何かございますか。

～意見なし～

それでは、報告事項に移らせていただきたいと思ひます。

## 6 議事

### ( 1 ) 報告事項

- 報告第 3 7 号 第 1 小委員会報告について
- 報告第 3 8 号 第 2 小委員会報告について
- 報告第 3 9 号 第 3 小委員会報告について
- 報告第 4 0 号 新市議会制度検討小委員会報告について
- 報告第 4 1 号 電算システム選定委員会の選定結果報告について

[ 西尾議長 ]

報告第 3 7 号から 3 9 号は各小委員会の報告でございます。順次各委員長から報告願ひます。

[ 柳楽和夫委員長 ]

～報告第 3 7 号について説明～

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

各報告事項は、後ほどの議案事項と関係がありますので、その時に併せてご審議いただくということで、順次報告事項を進めさせていただきます。

[ 飯塚勉委員長 ]

～報告第 3 8 号について説明～

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

次に、第 3 小委員会報告をお願ひします。

[ 柳楽和利委員長 ]

～報告第39号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

農林関係で斐川町の委員から意見が出されておりますが、これも議案としておりますので、その審議の中でご論議いただきたいと思います。

それでは、次の報告第40号 新市議会制度検討小委員会報告について田嶋委員長からお願いします。

[妹尾局長]

申し訳ありません。報告第40号については、去る8月8日に最終の小委員会を開催され、本日議案として提出してありますので、議案説明に併せて報告いただきたいと思いますと考えております。

[西尾議長]

そういう委員長の希望があるようですので、議案審議の際に報告いただいて議論いただくということにさせていただきます。

それでは、報告第41号に移ります。電算システム選定委員会の選定結果につきまして報告願います。

[石田次長]

～報告第41号について説明～

[西尾議長]

ただいま報告がありましたが、住民情報系システムは、戸籍とか住民に関わるもので、内部情報系システムは、役所の事務管理に関わるものです。それぞれ、島根情報処理センターさんと富士通さんにごんばっていただくという報告でございます。

何かご質疑がありましたらお願いします。

～質疑なし～

よろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございました。

それでは、以上で報告事項は終わりました、議案に入るわけでございます。

(2) 議案事項

- 議案第32号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協議第8号)
- 議案第26号 地方税の取扱いについて【継続協議】(協議第17号)
- 議案第27号 各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて【継続協議】(協議第19号)
- 議案第33号 慣行の取扱いについて(協議第26号)
- 議案第34号 各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて(協議第27号)
- 議案第35号 各種事務事業(金融機関等の指定)の取扱いについて(協議第28号)
- 議案第36号 介護保険事業の取扱いについて(協議第29号)
- 議案第37号 各種事務事業(病院、診療所関係)の取扱いについて(協議第30号)
- 議案第38号 各種事務事業(環境関係その1)の取扱いについて(協議第31号)
- 議案第39号 各種事務事業(人権・同和関係)の取扱いについて(協議第32号)
- 議案第40号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その1)の取扱いについて(協議第33号)
- 議案第41号 各種事務事業(学校教育関係その1)の取扱いについて(協議第34号)
- 議案第42号 各種事務事業(農林関係その1)の取扱いについて(協議第22号)

- 議案第43号 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて（協議第35号）
- 議案第44号 各種事務事業（観光商工関係その1）の取扱いについて（協議第36号）
- 議案第45号 各種事務事業（建設関係その1）の取扱いについて（協議第37号）
- 議案第46号 新市の名称について（協議第25号）

**[ 西尾議長 ]**

議案第32号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて提案するということですが、先ほど申し上げましたように、田嶋委員長からまず報告いただいてから審議に入りたいと思います。

**[ 田嶋委員長 ]**

～報告第40号及び議案第32号の提案理由について説明～

**[ 西尾議長 ]**

どうも詳細にありがとうございました。小委員会では、ご熱心な協議をいただきました。このことについては議案として出しておりますが、色々ご議論いただきまして審議を進めたいと思います。質問なり、ご要望なり、ご提言なり、よろしくお願いたします。

**[ 黒田委員 ]**

資料の訂正をしていただきたいと思います。会議資料20ページの「2市5町の議員報酬状況」で、斐川町が平田市と同じ34万円となっておりますが、現在は26万7千円をいただいておりますので、訂正をお願いします。

**[ 西尾議長 ]**

人口配分をする場合は、各市町のいつの時点の人口に基づくのですか。

**[ 石田次長 ]**

平成12年の国勢調査の数字を使っています。

**[ 西尾議長 ]**

住民基本台帳の人口ということもありますが、こういう配分は直近の国勢調査人口でやることになっていいますか。

**[ 石田次長 ]**

そのように理解しております。会議資料22ページの地方自治法第254条（人口の定義）をご覧くださいと思います。

**[ 西尾議長 ]**

分かりました。

**[ 萬代委員 ]**

（委員長報告は）大変理路整然と根拠を示していただきましてよく分かりました。お尋ねですが、議員報酬はどこでどのように決まるのですか。報酬については、この議案では関係ないですね。

**[ 田嶋委員長 ]**

会議資料の20ページの下に2つの表がありますが、2市5町の議員報酬の状況が上の表に書いてあります。その下に、新市と同規模の団体の議員報酬が書いてあります。高岡市、帯広市、三鷹市、弘前市の報酬額が書いてありますが、出雲市と比較しますと出雲市の方が低いわけで、こういう条件から出雲市と同じような水準の報酬額をベースに案を作成させていただいたということです。ご質問の趣旨は、議員報酬については、審議

の分担としては第1小委員会のマターではないか、ということも含んだご指摘だと思いますが、議会の小委員会としてはそこまで詰めた考え方はありませんで、経費や人件費を試算する場合に、現在の出雲市の議員報酬の水準が、全国的に見ても少し低めですが、新市の議員報酬になってもいいのではないかと、という前提に立ってこの試算をしております。

お尋ねになっておられる、正式にはどこで報酬が決定するのか、ということについては、第1小委員会の分担事項ではないかと思えます。

[西尾議長]

報酬はどういうプロセスで、どこで所管するようになるのですか。

[萬代委員]

報酬については、諮問をしておられませんか。だから質問しました。現在の出雲市の報酬を基準にして、技術的に試算されたことは分かりますが、議員報酬はどこでどのように決まるのかと思ったのでお尋ねしました。

[西尾議長]

それによって全体の額が変わってきますので。

17万4千人のまちになるけれども、8万人規模の市の議員報酬をそのまま移行した計算になっているということですね。そのことについての政策的是非はあると思えます。

[坂本次長]

法定協議会の中では、人事・組織分科会があり、その所管事項として「特別職の職員の取扱い」がありますので、そこで協議していきますが、議員報酬の決め方については、新市においては、非常勤の特別職の職員の報酬審議会で定めるものございまして、暫定的なものとして組織・人事分科会の方から議案を上げていきたいと思えます。

[西尾議長]

人事・組織分科会というのは、小委員会ではありません。行政実務的に2市5町の部課長が中心となったものであり、そこで暫定的に、という話でした。

[萬代委員]

今回の合併については、議会は率先してやるべきだ、ということで努力されてきておまして、合併時に議員数が減ることは覚悟のうえでこまできております。出雲市が9万人弱の人口で現在のよう報酬であるということですが、合併して人口も約2倍となる、面積も3倍強になるという中で、新市の議員報酬は現在の出雲市の報酬に右倣えということでは、新しい議会活動が果たしてうまくやれるのかという懸念を持っています。そういうことから、どこで決まって、これからどのようになるのかを知りたかったのです。

それから、小委員長の報告から、出雲市の報酬を参考にされた経過は分かりましたが、報酬は決まったことではないと思って確認しました。私は個人的に、色々な状況をお話いただいて、こういう案であるということであれば賛成したいと思えますが、これから議論される中で、報酬についてはそれなりの活動ができるような額については考えるべきであるという思いがあります。正式には審議会を作って特別職の報酬は決まっていくのではないかとと思えますが、素案を作る必要もあるでしょうから発言させていただきました。

[西尾議長]

ありがとうございました。

小委員会で特別職の報酬を決定いただく形での付託はなされていないと理解していました。先ほど話のありました、分科会で論議しても、最終的には新市の報酬審議会で決定することになるかと思えます。それに至るまでの協議会としての要望や考え方は出てくるかもしれませんが、確認は報酬審議会でやらないといけないのではないかとと思えます。いかがでしょうか。

[ 萬代委員 ]

法的にはどうなるのかということと、法的に報酬を決めなければいけない時期はもう少し先になるのですか。新市になってからですか。

[ 坂本次長 ]

協議事項の中で「特別職の身分の取扱い」ということで協議をしていき、合併後50日の設置選挙までの議員の報酬等について定めていくことになろうかと思えます。

[ 西尾議長 ]

どこの場で協議するのですか。

[ 坂本次長 ]

第1小委員会を経て、協議会へ提案したいと思います。

[ 西尾議長 ]

第1小委員会を経て、協議会へ上がってくるものは、設置選挙後についてのものですか。

[ 萬代委員 ]

第1小委員会で素案を作って、合併協議会で決めるということですか。

[ 石田次長 ]

具体的に金額をいくらにするという事例はあまりありません。類似団体を参考に調整する、というような議論はするようになると思います。どういう方向で調整をしていくかという方向付けは、協議会の方ですようになると思います。

[ 西尾議長 ]

先行事例ではどのようになっていますか。

[ 石田次長 ]

先行事例では、類似団体等を参考に調整する、という調整方針が多くなっています。

[ 西尾議長 ]

調整して、新市発足までに決定するのではないですか。

[ 石田次長 ]

新市発足までに何らかの金額ははめ込んでいくということです。

[ 西尾議長 ]

恐縮ではございますが、事務局と共通認識を持っていなかったことは申し訳なく思います。

[ 萬代委員 ]

議員のことを言っていますが、首長さんはじめ4役も一緒ですので、どうせ決めないといけない時期がくるであろうから言っているわけです。

[ 西尾議長 ]

制度としてどう考えておくかということでございます。

[ 萬代委員 ]

今はっきりわからなければいいのですが、後日法的なことも含めて回答してください。

**[ 西尾議長 ]**

勉強しておきます。  
他に問題提起があればお願いします。

**[ 安食委員 ]**

大変なご苦勞をなさって提案されたわけですが、1、2点発言させていただきます。  
合併効果を最大限引き出すことが、今回の合併ではないかと思しますので、定数については理解できます。しかし、初回に限り選挙区を設けることには非常に疑問を感じます。理由は色々ありましたが、選挙区を設けると、地域エゴが非常に色濃くなっていくと思います。新市のまちづくりがスムーズに始まるということで選挙区を設けた方がいい、とありますが、私は逆ではないかと思えます。新市全体を選挙区とするということで、一体感のあるまちづくりを進めるためには選挙区はむしろない方がいいように感じました。

**[ 西尾議長 ]**

その場合は、定数は31人ではなく、41人で選挙をするという希望ですか。

**[ 安食委員 ]**

私は、法定定数が34人ですから、それで行けるところまで行った方がいいという思いですが、31人という小委員会での思いもあります。法定定数の上限内であるということですので、その方がいいと思います。初回に限り41人ということではありますが、選挙区については疑問があるということですので。定数は34人が本当はいいと思います。

**[ 西尾議長 ]**

定数34人で初めから全体でいくということです。あるいは、最初は41人で選挙区は設けず、あとは定数を下げていく、という形もある、といった色々な意見が出てきているわけです。

**[ 石飛エミ子委員 ]**

定数の話が出ていますが、設置選挙の時に41名、2回目から31名ということはいいいと思います。しかし、第2回目から選挙区を廃止するということが、小さい町の声を反映させるためにも、選挙区を設けていただき、その後も選挙区を設けていただく必要があると思います。そうしないと、小さな町からは1人も議員が出なかったという悲しい事態もあり得るのではないかという懸念をしていますので、選挙区廃止については反対であります。

**[ 西尾議長 ]**

選挙区を堅持して、31人になったときには、定数が1人という選挙区も出てくることもあると思います。

**[ 田嶋委員長 ]**

2名の委員から、議案に対して逆の意見が出ているわけですが、会議資料の17ページを見てもらいたいと思います。在任特例を2年や3～6ヶ月主張された議会もありました。17年1月に合併して、3月議会で予算を可決することになると思いますが、新市の予算を可決するぐらいまでは旧市町の議員が残って、本当に我が町のためになるのかをチェックしたいという意向だと思います。そういう意向も一方では強くありました。小委員会の中でも、石飛委員のような意見もあり、安食委員のような意見もありました。それを調整して、最大公約数としての意見をまとめさせていただいたのが、この議案です。ざっくりばらんな話をさせていただきますと、出雲市がこの地域の中心でありまして、選挙の実態から言うと、職場関係の影響力が非常に強いという意見がありまして、やはり旧市町単位で選挙区がないと、ほとんど出雲市の議員で議席が占められてしまうのではないかという危惧も相当出ました。それでこのような案とさせてもらっていますが、石飛委員に申し上げたいのは、2回目からは、選挙区を設けても人口比で定数を決めることになり、多伎町は恐らく1人ということになります。選挙区をずっと続けることは可能ですが、ずっと1人ということです。そうすると、町長選挙のような町を二分する選挙になるのではないかと、という小委員会委員の懸念から、新市の一体感ということも

ありますので、1回目は2人とし、2回目以降は選挙区をなしにした方がいいということで、こういう案でまとめさせていただいた経緯があります。

[ 西尾議長 ]

どうもありがとうございました。  
その他ありませんか。

[ 飯塚俊之委員 ]

参考までにお聞きしたいのですが、一票の格差に対する認識はどのようになっているのでしょうか

[ 田嶋委員長 ]

法律的には、1回目の選挙につきましては、定数を人口比でなくてもいいという規定がありますが、実際どうなるのかということは、事務方から説明させていただきます。

[ 石田次長 ]

41名の配分ですと、最大の出雲市の18名を人口で割った数字は4,852となります。最小の多伎町では2,108となり、格差は2.302倍です。ちなみに、松江では、松江市が34名、その他が各2名ですが、その場合の格差は2.13ということでございます。

[ 西尾議長 ]

どうもありがとうございました。

[ 田嶋委員長 ]

一票の格差の関係の法律は、会議資料の23ページを見てもらいたいと思います。公職選挙法の第15条第6項に「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。」となっております、「特に必要があるとき」というのは、合併のときに選挙区を設けることができるということです。また、第8項には「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」となっております、「特別の事情」というのは、合併などの場合には、おおむねの人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができるということで、「人口を基準として」とは書いてありますが、「人口に比例して」とは書いてありませんので、人口に比例しない形で定数を定めることができる根拠であります。

[ 西尾議長 ]

若干の格差は容認されているということです。

[ 三上委員 ]

資料には人口比が出ていますが、出雲市でも色々議論しておりまして、その中でも、一票の格差のことが出ています。

委員長の報告を聞きますと、大変慎重にご審議なさっていただきまして、小委員会の答申も尊重していかなければいけないだろう、という意見もございますが、先ほど説明がありましたように最大2.3倍の格差があります。一票の格差についての最高裁の判例は大体2倍まで、ということが出ているようでして、法定数プラス各市町1名で41名ですが、出雲市の18名を21名にさせていただくと、格差は1.97倍となり、2倍以内に収まるという意見もあります。

議会との意見交換で色々な意見が出たということですが、出雲市でも、34名であろうと41名であろうと選挙区なしで選挙した方がいいという意見があったり、設置選挙については34が最良であるという答申であるので、2回目以降を31名にするというのはいかがか、といった色々な意見が出ていますので、もう少し議会で議論をさせていただき時間をいただきたいということです。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。  
他にございませんか。

[ 深井委員 ]

小委員会で議会側の意見も聴取してもらいたいという要望があった中で、意見聴取の場を2回設けていただきました。私どもとしては選挙区制度を是非設けていただきたい、小さい町においては複数の議員が確保できるような状況をお願いしたい、と要望してきました。その点については、今日の提案内容は、私どもの意見を取り入れていただいたもので、高く評価させていただきたいと思ひますし、みなさん方には是非ともこの案に賛成していただきたいと思ひです。

しかし、2回目の選挙から定数を31にするという案につきましては、私どもの議会の中で、あるいは、意見聴取を受けた2回の会合の中で、私個人としても予想もしなかったし、議論もしてこなかったものです。この面については、2回目の選挙の定数のことまで小委員会にお任せしたのだろうか、あるいは、お任せしなければいけなかったらどうかという思ひがあります。人口比や一票の格差の問題も出ていますが、佐田町の場合を考えれば、31名と34名では、0.1ぐらいの差異ですので、一票の格差について議会内の意見をまとめるのは簡単だと思ひはありますが、次のことにまで思ひをはせていなかったということで、決定にあたっては心配しながら決めなければいけないという思ひがあることを申し添えたいと思ひます。

[ 日野委員 ]

我々議会には34名ということが頭にあったのですが、31名という数字が出たということで、新市になってから次の改選までに決めればいいのか、という思ひが、まとまってはいませんが議員間で出ております。

[ 柳樂和利委員 ]

小委員会で8回協議されまして、大変ご苦労だったと思ひます。合併時の議員定数41名は、私たちが議会代表として小委員会に出かけたときに話をしたことで、大体理解をいただき、充分配慮していただいた面は評価をし、敬意を表しますが、2回目から定数を31として選挙区なし、ということには反対です。

多伎町が一番人口が少ないわけですが、選挙区をなくしたうに、2回目は34名にしないといけないうことは分かりますが、それをなお31名にすれば、多伎町から議員が一人も出れないという可能性が大変大きく、はっきり言って一人も出れないと思ひます。ですから、選挙区なしで31名ということについては、我々は承服しかねます。34名にして、2回目以降も選挙区制をとってもらえれば、最大1名の議員は出れるということで、民意を反映する場が与えられることになりませんが、選挙区なしでは民意を反映する可能性がなくなってしまう、仏造って魂入れず、ということになります。何のために合併するのかということになり、町民にどう説明したらいいのか分かりません。31名と選挙区なしについては再考をしてもらいたいと思ひます。今回の合併は、民意を反映したスムーズな行財政改革を行うのが趣旨だと思ひますので、なるほど行財政改革は実現できても、民意が反映できなければ何のための合併なのかと思ひます。

議員報酬のことも出ましたが、34名にして、議員報酬を採算のとれるところまで下げればいいのかではないですか。それでいけないという議員は出られなくてもいいと思ひます。住民の代表としてある程度の報酬をもらって、堂々と活動する人が出ればいいことであって、報酬額で議員が出る出ないの問題ではないと思ひます。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

[ 岩石委員 ]

正直申しまして、今議会議員の委員さん方にご発言いただいているような内容については、議会の小委員会で同じことが出ています。柳樂委員がおっしゃられたことも検討しております。その上で、委員長がこの案をとりまとめられました。会議資料の18ページにも挙げておりますが、議員のみなさんには是非ともリーダーシップをとっていただいて、ごちゃごちゃ言わずに認めていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

[ 寺田委員 ]

委員長の報告はよく分かりました。

財政面から34名を31名にすることはもっともな話ですが、現在126名の議員が26億円使っており、それを今回、4年間で11億に減らし、さらに1億減らして10億にしようという発想です。市民のみなさんには、議会というものは現在26億かかっているけれども、11億になります、あるいは10億になります、という分かりやすい説明をするべきだと思います。そのうえで、1期4年間の経費をさらに落とすことを、議員の削減によってやるべきか、あるいは高度な政治的判断の中でやるべきかということについては、色々意見があると思います。

従って、今日賛否をとって議決してしまわれまして、若干でも不満が出てきますので、いまして時間をいただいて、いずれいいところに落ち着くと思いますので、今日は議決されないほうがいいのではないかと、という提案をさせていただきます。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

今日は色々な議論をいただきまして、既に委員会としては結論を出されていますので、法定協の場で継続して論議していただき、適切なお決定を賜りたいということです。私のお願いとしましては、次回の法定協へ継続審議にするということでご了解いただけないでしょうか。

[ 田嶋委員長 ]

継続審議ということについては異論はありません。小委員会の案を法定協の場で議論して決定するということが最初の合意ですので、議論を尽くされることについては構いません。

これまでの質問の中で、2回目の31名ということで問題が出ているようですが、あらかじめ議員定数を法定協の中で決めなくてはいけないと法律上になっており、その辺を考えて、定数は31名とするけれども、1回目だけは41名にさせていただきました。

それと、議会の意向の中にも「三次方式」という言葉が再三出てきましたが、説明しましたように、「三次方式」というのは、各市町から複数の議員が出るように1回目の定数を38名としたうえで、2回目からは法定定数の30人よりも4人少ない26名とするものです。議会の方から「三次方式」の採用を、という意見が出たときには、1回目の定数を増やすことだけが「三次方式」だとお考えになっていたようですが、実は2回目から法定定数よりも減らすということが「三次方式」です。しかも、三次では、8市町村の議会の意向として決まったものです。その点を是非考えていただきたいと思います。

それと、寺田委員から、126人を34人にする、元々減らすことになっているという話がありましたが、これは法定上限数ですので、34人に減らさなければいけないことは法律要件として決まっています。1回目だけはそうでなくてもいいということとして、126名から34名に減らすのだから、これが行財政改革の努力ではないかとおっしゃられるわけですが、小委員会とすれば34人が出発点であると考えてこの案を作ったということを是非ともご理解いただきたいと思います。

[ 西尾議長 ]

どうもありがとうございました。

[ 山本委員 ]

委員長の報告を聞きまして、結論から言いますと、賛成したいと思います。ただ、今後合併による一体感を醸成していくことが必要で、これは新しい執行部なり議会が最大限努力していかなければならないと思いますが、それまでに住民の不安も多々あるかと思っています。合併によって地域格差が広がるのではないかと、議員定数が削減されることによって住民の声が反映されなくなっていくのではないかと不安が非常に大きいです。一体感を持たせるために選挙区を設けないということは、理想ではありますが、議員定数の削減の影響は、大

きい市ほど少なく、小さい町にとっては1人か2人になってしまうということです。今後地域審議会のあり方もどうなっていくのかわかりませんが、そうしたことも是非この場で理解しておいてもらいたいということです。佐田町は、面積では2市5町の中でも大きいわけですから、そうした所から議員が1人も出ないということは、議会はもちろん、住民の不安も大きいわけですから、そういう点については当然小委員会で検討されたことだとは思いますが、その点を是非理解いただきたいと思います。

それと、小委員会報告がある前に新聞報道がなされたということで、これについても色々な経過があるとは思いますが、順序としては、委員会報告があって、正式に案となって出た時に報道すべきではないかと思えます。そういうことにしないと、報道を見て住民のみなさんが誤解されることも多々あるかと思えます。充分配慮をいただきたいと思います。情報公開も必要だと思えますが、今後配慮いただきたいと思います。そして、継続審議ということには賛成します。

#### [ 西尾議長 ]

報道については、こちらから発表したわけではなく、どういうルートでああいう形になったのかははっきり分かりません。我々が報道するということはありません。このことは、先ほどの意見をよく戴して、デリケートな問題ですので適切な対応をするべく努力させていただきたいと思えます。

#### [ 伊藤委員 ]

発言が次々と出されて、私どもの不安は既に発表されているところではありますが、山本委員がおっしゃったように、合併による一番の不安材料は何かというと、民意の反映ができるかできないかということだと思えます。この一番基本を成す部分が、今日忘れられているわけではないでしょうが、スムーズにいい方向へ行くという前提でばかり語られても、なかなか理解が得られない、あるいは理解し難いという周辺部の意思があります。そのことを私も特にお願しておきたいと思えます。

それと、最高裁の話まで出ましたが、確かに依るべきものではありませんが、当地域において必要なのでしょうか。それよりも大事なことは、民意を反映することではないかと思えます。国政選挙ではそういうことは随分議論されていますが、国の選挙でさえも選挙区を置いて、各選挙区にまず1名を配分して、それから追加配分していくという特例扱いをしています。総定数を割って何人配分するかを決める前に、周辺部、地方の声も反映できるような方式を見出そうとしているのが今日の姿だと思えますので、その辺は充分配慮をしてみんなが合意できるような収めを期待したいと思います。

それから、経費について合併効果、財政効果がなければいけないのは当然ですが、考えようによっては、議会のことを論議するから、議員報酬は議会の定数の中で処理しなければいけないということになりますと、各部門が全てにおいて財政効果を出さなくてはいけなくなり、そういうことが本当に必要なのでしょうか。新市を建設していくうえで一番基本となるべき議会がたくさん金を使ってもいいとは言いませんが、それより大事な役割があるのではないかと思えます。役割を果たすということは、議員が果たす役割、すなわち民意が反映されるような新市の建設事項を培っていくという考え方が必要だと思えますので、仮に定数を34名以内にしても、その中で選挙区設置をして定数配分をすることは不可能ではないと思えます。1期4年やってみて、全市1本で行こうということになるなら望ましい姿だと思えますが、これから合併しようということであり、合併したという事実はまだないですので、そこで余分なつまづきのないような配慮も必要ではないかと期待しながら、継続審議に当たっては、そういうことを審議いただきたいと思います。

#### [ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

それでは、この議案は重要でございますし、法定協で引き続き議論をいただきたいと思いますということで、次回への継続審議扱いにするということでよろしく願いたします。

ここで5分間休憩といたします。

～休憩～

それでは、引き続き議案の審議に入ります。

議案第26号 地方税の取扱いについてですが、これは前回からの継続協議になっているものでございます。

中身については、この前論議されてお分かりだと思いますが、この中では、税証明手数料と都市計画税の問題を中心に継続協議となっています。ご質疑お願いいたします。

手数料の問題を含めて財政シミュレーションを出しましたが、これも手数料を200円で統一するというところでシミュレートされています。ご理解いただければ、税証明手数料については議案のとおり通すということによろしいでしょうか。

～了承～

[ 萬代委員 ]

中2階を作るという話はどうなりましたか。

[ 田中副会長 ]

前回、萬代委員や田嶋委員から意見があり、今日の議案審議に入る前に、財政推計と住民負担に関わるトータルな資料提示をさせてもらいました。そのうえで会長からも確認してもらいましたが、今後、住民負担に関するもの、水道料などいくつか出てきますが、その協議の進め方はみなさん方に確認したつもりです。

[ 萬代委員 ]

1つ1つ決めていくことで確認されたということですか。

[ 田中副会長 ]

そう思います。私はみなさん方に確認しました。

[ 西尾議長 ]

そういう意味で説明していました。中2階を設けることなく、協議会で1つ1つ決定していくということです。

[ 萬代委員 ]

首長会でも確認されましたね。

[ 西尾議長 ]

そうです。

[ 田中副会長 ]

さらに言いますと、同じテーブルで議論するという考え方は分からないではないですが、それぞれの小委員会で議論を重ねておられますので、それなら合同の小委員会をしましょうか、など色々な意見が出てきます。それぞれの項目で独自の会計基準もあり、いくつか問題はある中で、先ほどの財政推計や住民負担の全容について認識いただいたうえで、それぞれきちんと議論をして、順次議案上程されるという手順がありますので、その段階毎に責任ある結論を得るということにしたいということで理解いただきたいと思います。

[ 西尾議長 ]

小委員会へ色々な料金水準の協議を委ねるわけですが、それぞれの小委員会での共通資料としてこの財政シミュレーションを使ってもらい、不足するものは事務局から資料を出して、委員長のもとで審議されて協議会へ議案を上げていただきたいと思います。そして、協議会でもう一度見直しながら1つ1つ確認させていただくことにさせていただきたいと思います。改めてこの料金の問題の委員会を作るとかではなく、今の協議フレームの中でお願ひしたいということです。

[ 田嶋委員 ]

異議があるわけではありませんが、財政計画についてお尋ねしたいと思います。

今までの財政推計は、合併後15年間で出されていましたが、今回の財政計画は10年間で出ています。今

まで15年間で出されていた理由は、10年間は交付税の優遇措置があるが、11年目から15年目にかけて2割づつ地方交付税が減ってくるということだったと思いますので、15年を10年にされた理由と、15年間で交付税が減った場合も、こういう均衡でいけるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

#### [伊藤財政プロジェクト座長]

10年間にした理由ですが、財政計画については、新市建設計画の一部を構成するものであるという理解をしております、新市建設計画は10年間でお示しするという大前提がありますので、それに併せて財政計画を策定したということです。

もう1点の15年間の財政推計はどうみているのかということですが、確かに任意協議会時代には、普通交付税が15年目に向けて5年間で一般算定ということで暫時下がり、単年度レベルでは30数億円~40億円位の減収が見込まれる、ということだったので心配されているのだと思います。その辺のことは、この財政計画を策定する前提の中で、任意協議会で作りましたシミュレーションを見ながら、今回10年間の計画としていきますので、10年以降の財政の削減効果なども色々議論していただいたうえで、先々の見通しを立てていきたいと考えています。

#### [西尾議長]

財政シミュレーションは非常に難しい時期に来ておりまして、いわゆる三位一体改革で消費税などの基幹税目を地方に移す、その代わり国庫補助金等の削減ということが言われていまして、それがどういう結果になってくるのかということです。我が島根県や出雲では、それだけではまずいと思います。担税力等のこともございますし、交付税の調整機能、担保機能、保証機能を強く要求しております。これは、政治的な折衝、戦いのことでありまして、10年以降も必ず地方が成り立つようにがんばっていくという思いがありまして、今の段階で10年以降どうなるのか明確にお話しすることはできません。ただ、厳しくなるということは頭に入れて、なお基盤を強化するという我々の共通の意欲と努力を持ってがんばっていくということではないかと思っています。

それでは、都市計画税の問題についてお願いします。

#### [寺田委員]

出雲市では、議会と市長をはじめとする執行部と都市計画税につきましては充分話し合いをしていなかったということもありまして、貴重な時間を先般の協議会でいただきましたことにまず感謝申し上げます。

都市計画税については、特別委員会2時間、全員協議会5時間、2日間にわたって議論しました。結論がなかなか出なかったのですが、何らかの方向を出さないといけないということで努力したつもりです。

そこでは、まず、都市計画税の背景について議論しました。年間2億円、10年間で20億円を、出雲市の中心部で1万戸、1,400町歩から平成8年から徴収しているわけです。この前も申し上げましたように、平成8年から今日まできましたので、再度どうあるべきかということでした。背景を勉強した中で、今回の合併劇というものは、財政面から考えると大変なことです。合併時においては、未来がバラ色になるような新市計画は出てこないだろう、しかし、現状を維持する、少なくとも落ち込みを少なくするような合併でありたいものだ、いうことを常々議会で話し合ってきたところですが、今日の財政計画を見ましても、大変厳しいという感じです。また、2市5町の経常収支比率を見ても、大体90ぐらいになっていますので、なかなか幅がない、普通建設事業といった投資的経費に回りにくいという感じを持ったところです。

それから、現在2,200億円位の起債と債務負担があるわけですが、これから17万4千人で実質支払う部分が1,170億円です。これを見たら、先ほどの説明の中では、義務的経費の中での公債費がどんどん上がっていくということでした。この財政計画では、是非とも必要である普通建設事業がどんどん落ちてくるという中での出発ですから、大変だと感じました。

そうした中で、よその地域では都市計画税がどうなっているのかということも調べたところです。みなさん方の意見は、都市計画税を取ってでも新市は立派にすべきである、中心市街地は立派にすべきだという思いは共通です。ただ、田舎ですので、中心地のみならず、田舎の方も道路を作ってください、街路に替わる道路を作ってください、下水道の代わりに集落排水を作ってください、という要望もたくさんあります。都市計画税を導入するときには、固定資産税を1.4から1.45に上げました。そして、0.1を用途地域に都市計画税として張り付けたということでございます。他県の市はどうなっているのかということですが、都市計画税

の制限税率は0.3のようですが、例えば岡山県では、10市の中で0.3が6市、0.2が4市、広島県は、0.3が8市、0.2が2市、山口県は、14市の中で9市が0.3、5市が0.2。島根県では、松江市、大田市が0.2、出雲が0.1。鳥取も0.2と0.1です。

こういう背景を考えながら、将来新市になったときに、都市計画税はどうあるべきかという議論の中で、結論を言いますと、0.1は取ってでも新しいまちづくりはやりようということです。従って、小委員会でご議論いただいた内容でいいのではないかという感じがしているところです。ただ、2市5町が合併した場合に、各市町で中心的な役割を果たす所がその市町を引っ張っていくことになると思います。平田市も斐川町も大社町も用途地域を指定しておられますが、どうか1市6町の方々も、用途地域を張り付けて、新しいまちづくりをお互いにやっていこうという形をお願いしたいと思います。従って、「導入の是非」というよりも、積極的にどこもやっていきましょうという形の要望をしたいと思っています。字句修正はいいですので、要望としてこういう形にさせていただきたいということです。

それから、用途地域内の整備について、もう終わったのだからということがあると思います。しかし、起債はこれからの償還です。従って、1,170億円の中に入っていますので、やはり対等合併である以上は、対等な形で償還に取り組むべきではないだろうかということを要望したいと思います。

新市において、都市計画税についてなるべく早く取り組んでいただきたいと思います。それから、税率も0.1がいいのか、それ以上がいいのか、あるいは固定資産税も1.5で決まりましたが、財政計画を見たときに、これから人件費や扶助費を削減されると思いますが、限界があると思います。そうしますと、少なくともある程度の収入を考えざるを得ないと思います。そして、国、県の状況はご存知のとおりでして、今回の合併は、国、県の財政が厳しい形の中での対処をしなければいけないということも含めまして、都市計画税を新市においてなるべく早くご議論いただき、本当の合併効果が出るような、合併して良かった、新しいまちづくりができたと言われるような形にさせていただきたいと要望いたしまして、この議案に対する賛成といたします。

#### [ 西尾議長 ]

どうもありがとうございました。

寺田委員からの要望は承って、新市において色々ご議論いただくということです。議案にも書いてありますように、平田市、斐川町、大社町の用途地域に所在する土地及び家屋について、佐田町、多伎町、湖陵町も含めて、都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成の中で検討するという形になっています。各市町それぞれの拠点、中心市街地についての話です。

それでは、都市計画税の項目についてはよろしいでしょうか。

#### [ 安食委員 ]

都市計画税の導入についてですが、都市計画事業計画が出来てから検討されるということですが、その時に住民説明をきちんとやっていただいて、縦覧もきちんとやっていただいたうえで導入するというのであれば、やむを得ないことだと思っています。

#### [ 西尾議長 ]

出雲市の場合も住民説明をきめ細かくやって、色々議論がある中で導入しました。また、どういう計画事業をやるのかということの理解も得ないといけないので、税金だけでなく、どういう事業をやるから目的税としてお願いするということですので、ご理解いただきたいと思います。充分説明していかなければいけない課題だと思っています。

では、都市計画税についてはよろしいでしょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、議案第27号に移らせていただきます。これも、先ほど窓口手数料のところでも200円ということをご了解いただきましたので、200円の出雲市の例に合わせるということをご了解いただきたいと思います。

～了承～

次に、議案第33号ですが、慣行の取扱いについてはよろしいですか。

～了承～

次に、議案第34号は、国際友好都市交流事業、国際交流活動事業、外国青年招致事業、国内友好都市交流事業を新市に引き継いでいくということによろしいですか。

～了承～

次に、議案第35号 金融機関等の指定について、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を、議案に挙げてある金融機関にお願いするということですが、よろしいでしょうか。

～了承～

次に、議案第36号 介護保険事業の取扱いについて、現行の各保険者の第2期事業計画を新市に引き継いでいくということで、第2期事業計画は15・16・17年度の3年計画です。それを新市に引き継ぎ、18年度で介護保険料を統一するということです。よろしいですか。

～了承～

次に、議案第37号 病院、診療所関係です。平田市立病院の扱い、診療所事業、在宅当番医制度等ですが、よろしいでしょうか。

～了承～

次に、議案第38号 環境関係です。廃棄物収集区域、分別等の取扱い等です。よろしいでしょうか。

～了承～

次に、議案第39号 人権・同和関係ですが、よろしいですか。

～了承～

次に、議案第40号 文化・スポーツ関係ですが、よろしいですか。

～了承～

次に、議案第41号 学校教育関係ですが、校区などを現行のとおり引き継いでいくということによろしいですか。

～了承～

次に、議案第42号と43号は一括審議に付したいと思います。この2つの議案については、中身は各市町ともご了解いただいていると思いますが、農地の基盤整備の事項が「農林関係その3」としてこれから出てきます。これとセットで議決してはどうかという話もございますが、中身的には随分練り上げられておまして、それぞれのまちの農業が成り立つような方向付けになっていますので、この2つの議案はご了解いただけないでしょうか。

**[ 安食委員 ]**

第3小委員会でも随分議論があったところですが、会長の方からも話がありましたように、「その3」が出るということですので、斐川町の立場としましては、全体像を見て判断したいと思います。小委員会で賛成・反対を留保したということもありますので、本日においてもその気持ちに変わりはありません。

**[ 西尾議長 ]**

ポイントは、議案第43号の中にあるように、2つの農協体制の中でそれぞれの特色を生かし、新市農業全体の一層の発展を図る、特色を生かした新たな制度を発足させるということです。そして、基盤整備が「その3」として出てくるということです。議案第42号・43号は、「その3」の議決とセットで議決することによってよろしいですか。

～了承（継続協議）～

次に、議案第44号 観光商工関係その1で、イベントについてですが、よろしいでしょうか。

～了承～

次に、議案第45号 建設関係その1ですが、よろしいですか。

～了承～

次に、議案第46号 新市の名称についてです。

前回からの継続でございますが、そろそろ意見の集約をしたいと思っております。それぞれの市町の思いがあると思っておりますので、まず、それぞれの立場からご意見をご開陳いただきまして、それから集約に入りたいと思っております。

それでは、平田市の立場からお願いします。

**[ 原田委員 ]**

候補に挙がっている3つの名称は、選定理由から考えていずれも同感ですが、特に2つの名称につきましては、支持数が割れるものと考えています。お互いに甲論乙駁することによって相手に強いダメージを与えることを懸念しますので、全委員の投票によって粛々と決定されてはいかかかと提案します。

**[ 西尾議長 ]**

平田市として他に意見がありますか。

～意見なし～

それでは、佐田町お願いします。

**[ 渡部委員 ]**

私も投票で決めた方が民意が反映できると思いますが、佐田町の6人の委員で新市の名称について話をして意見をまとめました。

3つの候補が挙がっていますが、出雲国風土記には、八束水臣津野命（やつかみずおみつのみこと）が、「八雲立つ」と言ったところから、雲出る（いずる）所ということで「出雲」になったということになっています。東は松江から西は田儀の仙山のところまでが「出雲の国」であって、佐田町は、出雲国飯石郡の須佐の郷であったところと言われていまして、たまたま現在は簸川郡佐田町ですが、そういう意味から言って、昔はこの地域は「出雲」であったということです。

3つの候補名称を眺めてみますと、「出雲大社市」が一番きらりと光って見え、「いずも市」は、当世はやりの、ひらがなによって柔らかく見せるというやり方だと思っております。私も新市名称の小委員会の委員をしており

まして、当初は2市5町内だけから名称募集してはどうかという話もありましたし、もっと広く県外からも募ってはどうかという話もありまして、結局県外から応募していただくことになりました。結果を分析してみますと、「出雲大社市」に応募した人が県外からの応募の6、7割あります。「出雲大社」というのは、それほどネームバリューもありますし、年間200万人の観光客を呼ぶぐらいの力を持っていらっしゃると思いますので、これは観光施設として、今後大いに自立する名前だと思っております。

従いまして、私どもとしましては、雲出る国としての「出雲」という名前を残していった方が大方の人々の賛同が得られるのではないかと、という結論になりました。大社町長をはじめ、大社町の委員を前にして、こういことを言うのは申し訳ないことだと思いますが、やはり、漢字で「出雲」を残していった方がいいのではないかと、という結論になりましたので、ご報告させていただきます。

#### [ 西尾議長 ]

渡部委員の造詣の深いところでの発言ありがとうございました。

次に、湖陵町からの意見をどうぞ。

#### [ 立花委員 ]

基本的には「出雲市」がいいという気がしておりますが、やはり投票の方が一番スムーズにいくのではないかと気がしています。

#### [ 西尾議長 ]

湖陵町の皆さんは同じ意見ですか。

～了解～

それでは、大社町からお願いします。

#### [ 濱崎委員 ]

こだわるわけではありませんが、公募の話も出まして、県外からの応募者が全体の27%で、そのうちの6割以上の方、1,400という人が「出雲大社市」に応募されたということです。やはり、県外の方、県外に出ておられる方にとっては、島根県と言っても場所が分からないが、出雲大社と言えば分かってもらえるということがあります。出雲大社のお宮は「いずもおおやしる」でございますが、出雲大社と言えば、あのお宮があるところだと分かってもらえる、アピールできるということだと思います。そういう思いが県外の人には強くあるのではないかと思います。

また、先例等を見ましても、「南アルプス市」は、それぞれの町の名前を使わずに、「アルプス」であれば全国的にアピールできるのではないかと、ということで決定されたこともあります。新聞報道では、奈良県の明日香村は、合併で「明日香」という名前がなくなってしまうので、合併には反対だ、ということもございました。私としては、「出雲大社市」が一番全国的にアピールできる名前ではないかと思いますので、そうした点もご配慮いただきたいと考えております。

#### [ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

次に、多伎町からお願いします。

#### [ 石飛越委員 ]

我が多伎町でも、町民合併協議会で意思統一をしました。

2市1郡は、昔から1つのブロック意識があったようでございまして、明治29年4月1日に、この地域で「簸川郡」という名前を使用することになりました。平田市、斐川町、出雲市、河南3町が、「簸川郡」に統一されたようです。そういうことから、1つの一体感があったようです。歴史的な詳しいことは渡部委員から発言がありましたので省こうと思いますが、出雲大社というのは、文化的にも、歴史的にも、建築構造的にも、観光資源としても大変メジャーなものでして、私も仕事の関係で出雲大社の恩恵を授かっているわけでござい

ます。例えるならば、出雲大社は、水戸黄門の持っている印籠のようなものだと思います。印籠は最初から出すものではなく、いよいよこれからという時に出すもので、いよいよという時に出すのが出雲大社だと思っています。

名称というものは、この地域の風土を表すものでありますから、市の名称としましては、多伎町では「出雲市」ということで申し合わせをしました。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

斐川町からお願いします。

[ 黒田委員 ]

この地域は、太古の昔から「出雲の国」と呼ばれてきましたので、漢字の「出雲市」ということで異論はありません。

[ 西尾議長 ]

ありがとうございました。

最後に出雲市からお願いします。

[ 西田委員 ]

先ほども渡部委員、石飛委員がおっしゃいましたが、やはり古代から「八雲立つ出雲」ということが言われており、2市5町が同じ生活圏内にあるという意味から、「出雲」が一番妥当ではないかと思います。私が出雲市民だから言っているわけではありません。

ただ、ひらがなの「いずも市」は、小委員会でも申し上げましたが、かなは子どもでも読めるといった利点はあるかもしれませんが、記号のようなものです。表音文字です。表意文字である漢字の「出雲」に大きな意味があると思います。

従って、漢字の「出雲」が一番妥当ではないかと思います。

[ 西尾議長 ]

一巡したところですが、出雲大社は出雲の国の象徴である、文化・観光資源としてもこれから輝く、大変大きな財産だ、という思い・期待感はみなさんに共通してあると思います。そうした象徴ではあるけれども、その基盤は「出雲の国」にあるという考え方もあります。私の意見も言わせていただきますと、かなの「いずも市」を応募された人も、出雲大社へのあこがれを持っておられ、表記の問題に過ぎないのではないかと思います。そういう感じで受け止めましたが、平田市の方からは、明確な投票での決定がいいという提言がありました。湖陵町は、「出雲市」がいいけれども、投票で確認した方がいいということもおっしゃられました。

はっきり数で表した方がいいのか、コンセンサスとして出雲のおおやしるを立てるということで、それを讃えながら、特に「出雲大社市」ということで大社町を中心にご期待がありますが、大社町のみなさまも、出雲大社をこの地域の象徴としてみんなから応援してもらおうということを含んで、全体として「出雲の国」という形でいいです、とお考えいただくかということでございます。大社町のみなさん、いかがでございますか。大体のところ、出雲の国の象徴ということで、期待感も大きいわけでございます。

投票にかけるのも結構ですが、集約してみますと、4町の24名が「出雲市」という意見でして、湖陵町もそういうご意見でありますので・・・。

[ 田中副会長 ]

他の地域では5つぐらいの色々な名前が出ていますが、この地域の場合は、幸か不幸か、3つと言いながらもほぼ2つです。共通認識があるということだと思っていますし、これ以外に名前の付けようがないということだと思っています。みなさん方のご意見を聞きまして、大方のコンセンサス、共通の部分が出るのではないかと思います。

出雲大社はブランドとしては捨て難いものがあるとおっしゃっていただきましたが、新市の名称としてどちらがふさわしいかという、大方は「出雲市」ということになってきています。何人かの委員から、出雲大社

の捉え方、評価もいただきましたので、そのことも大いに今後尊重していただき、新市の共通したタイトルとしては、今の出雲市ということではなく、新生の出雲市という思いで共通の認識ができれば、それが望ましいことだと思っています。

[西尾議長]

どうもありがとうございました。

～拍手～

大社町長の総括でうまくまとまった感じです。おっしゃるように、松江の松江城と同じように、出雲の大社（おおやしろ）が我々の文化の原点としてあるわけですが、これを支えて地域一丸となって、21世紀の新しい「出雲の国」の「出雲市」、新設「出雲市」を作るということで、大同団結させていただければと思います。

それでは、新生2市5町は、新設の「出雲市」としてがんばっていくということによろしいでしょうか。

～拍手～

ありがとうございました。

次に協議事項に移ります。

### (3) 協議事項

- 協議第38号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第39号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第40号 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）
- 協議第41号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）
- 協議第42号 国民健康保険事業の取扱い（その1）について（第2小委員会付託）
- 協議第43号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて（第2小委員会付託）
- 協議第44号 各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いについて（第2小委員会付託）
- 協議第45号 各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いについて（第2小委員会付託）
- 協議第46号 各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いについて（第3小委員会付託）
- 協議第47号 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて（第3小委員会付託）
- 協議第48号 各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いについて（第3小委員会付託）
- 協議第49号 各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて（第3小委員会付託）
- 協議第50号 各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いについて（第3小委員会付託）
- 協議第51号 各種事務事業（上下水道関係その4）の取扱いについて（第3小委員会付託）

[西尾議長]

協議第38号 財産及び債務の取扱いですが、2市5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐということです。これは、財政シミュレーションに財源として書いてあるとおりで、施設についても引き継いでいくということですが、よろしいでしょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、協議第39号 公共的団体等の取扱いについてです。これは、2市5町に色々な団体があり、例えば商工会議所、農協等では、それぞれの経過、法律上の制度等があり、それらの扱いをどうするのかということです。できるだけ新市において一体性の確立が図られるよう速やかに調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、統合に向けて検討を進める、そして、国、県の指導等に基づき設置された団体、例えばシルバー人材センター等については、関係機関の助言のもとに、あり方について協議していくという基準的な考え方です。統合が難しいものについては時間をかけてやるということで

す。

今日はこういうことでご提案申し上げるということです。次の協議会で議案として取り上げたいと思います。

～了承～

次に、協議第40号 儀式・表彰制度についてです。名誉市民については新市に引き継ぎながら、栄典、褒章も含めて新市において定めるということで、第1小委員会に付託するものです。

～了承～

次の協議第41号の防災関係は、第1小委員会に付託するものです。

～了承～

次の協議第42号の国民健康保険事業は・・・。

**[ 飯塚勉委員 ]**

協議第42号は、第2小委員会付託となっておりますが、よく見ると、保険料率が2案併記となっております。こういうものを小委員会に付託されても審議に入れません。再度調整して1つに絞って提案願います。第2小委員会としては、このままでは付託を受けません。こういう出し方をされるから混乱するのです。

**[ 西尾議長 ]**

我々としては、この問題については、小委員会において議論の幅があった方がいいのではないかとということでの提案です。決め付けてしまうのはどうか、という思いがあったので。

**[ 飯塚勉委員 ]**

再度調整してください。

**[ 西尾議長 ]**

それでは、小委員長の仰せですので、次の協議会までに行政側で整理してみて、考え方をまとめてからご協議申し上げるということにしたいと思います。

次に、協議第43号 保育関係、保育料等についてです。これも第2小委員会に付託するものです。

保育料の問題については、先ほどの住民負担のところでは考え方の一端を申し述べましたが、この資料を充分活用していただいて、小委員会で適切にご審議いただきたいと思います。

～了承～

次に、協議第44号 学校教育関係は、第2小委員会へ付託するものです。小中学校理科学習、スクールヘルパー、スクールカウンセラー、小中学校外国語指導、不登校対策、特別支援教育事業、すべて教育問題として重要な事柄でございますが、小委員会でよくよくご検討、審議いただきたいと思うわけです。

よろしゅうございますか。

～了承～

次に、学校教育関係その3、学校給食、給食費の問題です。現行のとおり新市に引き継ぐということです。

～了承～

次に、協議第46号 観光商工関係ですが、観光協会の扱い、運営の問題です。これは、第3小委員会へ付

託申し上げます。

～了承～

次に、協議第47号 公営住宅関係ということで、公営住宅の家賃の問題です。3案併記となっておりますが、事務局から充分資料を提供して、審議の促進が図られるようにご支援申し上げるという含みで第3小委員会でご審議をよろしく願い申し上げます。

～了承～

次に、協議第48号 上下水道関係です。上水道については、先ほど料金の問題を提起していますが、あとは下水道の問題が残っています。これも第3小委員会でご審議をよろしく願いいたします。

～了承～

次に、協議第49号 上下水道関係その2でございます。簡易水道、水道料金の問題等をパッケージとして第3小委員会でご審議をよろしく願いいたします。

～了承～

次に、協議第50号 上下水道関係その3でございます。工業用水道の問題で、斐川町における取扱いでございますが、このことについて、第3小委員会でご審議いただきたいと思っております。

～了承～

最後に、協議第51号 上下水道関係その4でございます。佐田町の簡易水道事業補助金の問題、飲料水安定確保対策、水道使用料差額補助の問題ですので、第3小委員会でご審議いただきたいと思っております。

～了承～

以上、全体で協議するもの、各小委員会で付託して協議していただくものについてご説明申し上げました。

#### (4) その他

#### [西尾議長]

それでは、今日は重要な決定もあったわけですが、特に議会の問題については、各議会においてよろしくご審議いただき、次の協議会でよろしくご審議いただきたいと思っております。

次回は、9月13日の土曜日、午後2時から、この場所で開きたいと思っております。

ありがとうございました。

## 7 閉会

以上